

## 外部有識者による点検対象事業の選定について（案）

令和 2 年 5 月 1 5 日  
行政事業レビュー推進チーム**1. 平成 3 1 年度原子力規制委員会の政策体系**

- 平成 3 1 年 3 月 2 7 日に開催された原子力規制委員会において、平成 3 1 年度重点計画・政策体系を以下のとおりとすることが決定。
  - ・ 「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を平成 3 1 年度の政策目標（組織目標）とすること
  - ・ 上記政策目標を達成するため、以下 6 つの施策目標を実施すること
    - － 原子力規制行政に対する信頼の確保
    - － 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
    - － 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
    - － 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築
    - － 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施
    - － 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化
- 各施策目標を実施するための予算事業は資料 1 を参照。

**2. 外部有識者による点検対象事業の選定基準**

- 行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議決定）においては、
  - ① 前年度に新規に開始した事業
  - ② 今年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たる事業
  - ③ 過去 5 年レビュー未実施の事業（※）その他必要に応じて追加可能  
を「各府省庁の外部有識者会合」及び「公開プロセス」の点検対象事業とする旨規定。
- また、公開プロセスについては、上記のうち、原則 1 億円以上の事業規模が大きいものなど、バランスに配慮して選定を行うこと等が規定。

**3. 外部有識者による点検対象事業の選定（案）**

- （1）当庁外部有識者会合及び公開プロセスの点検対象事業
  - 上記 2. に該当する事業は資料 2 の 1 1 事業。
- （2）公開プロセスの点検対象事業（候補）
  - 公開プロセスについては、例年、当推進チームから外部有識者に 4 事業を候補として示し、その中から 2 事業を外部有識者に選定いただいているところ。
  - 当推進チームとしては、今回、上記（1）で対象とした 1 1 事業のうち、事業規模

等を考慮して、資料3の4事業を候補として示すこととしたい。

- なお、上記（1）で抽出した11事業から、公開プロセスの点検対象として最終選定いただく2事業を差し引いた9事業については、当庁外部有識者会合による点検対象となる。

#### **4. 外部有識者による点検対象事業の最終決定**

- 行政事業レビュー行動計画に基づき、上記3.（1）（2）により本日選定いただいた後、本日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者による点検対象事業の追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。
- なお、受け付けた申出について、当推進チームとして対応することができない場合には、その理由を当庁ホームページにおいて公表するものとする。